

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注1）

	平成23年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
									平成23年 3月31日 現在の 設置基数	平成24年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩(硫酸ナトリウム)又は亜硫酸ナトリウム(亜硫酸ナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	62	0	0	0	0	1	61	23	0(0)	0(0)
カーボン法でパルプの製造の用に供するセルロース洗浄施設	52	0	0	0	0	0	52	37	0(0)	0(0)
硫酸ナトリウムの製造の用に供する硫酸洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
繊維の製造の用に供する硫酸洗浄施設	22	1	0	0	0	0	23	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する廃成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0(0)	0(0)
アクリロニトリルの製造の用に供する硝酸濃縮施設、シリキリ分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)
カーボンゼツ又は活性炭の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-プロピルカチオン樹脂の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジブチル-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
シリコキシカレックスの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルベンゼン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
アセトニトリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	78	0	0	0	0	8	70	31	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び濾式集じん施設	33	0	0	0	0	0	33	7	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	5	0	0	0	6	250	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、濾式集じん施設及び吹の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	1,916	20	2	2	0	81	1,859	839	11(3)	9(3)
	846	17	1	1	0	13	852	400	0(0)	0(0)
灰の貯留施設	2,762	37	3	3	0	94	2,711	1,239	11(3)	9(3)
小計										
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	126	3	0	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)
汚染物の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び濾式集じん施設	61	1	0	0	0	2	60	37	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	258	2	0	0	0	4	256	220	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	46	2	0	0	0	2	46	23	2(1)	2(1)
合計	3,786	51	3	3	0	118	3,725	1,656	13(4)	11(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等には含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域）注1）

	平成23年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩カルシウム（石膏）又は亜硫酸カルシウム（亜硫酸石膏）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	14	1	0	0	0	1	14	6	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルキレンの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
ガブリアムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カハルピレン又はシクロペンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロカルボン酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジメチルアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミンの製造の用に供する乾燥炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
曲釘の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	194	0	0	0	2	12	180	65	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	29	0	0	0	1	0	28	11	0
70℃以下の破棄の用に供する施設のうちアスベスト反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	223	0	0	0	3	12	208	76	0
下水道終末処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	12	0	0	0	0	0	12	7	0
合計	290	1	0	0	3	13	275	100	0

注1）法に基づき届出は含まない。
 注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

製鋼用電気炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	山口県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.12	0.1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0080ng-TEQ/m ³ N)。	福井県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
4.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.64ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0079ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
1.8	1	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡山県
3.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
15	5	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
11	5	行政	改善等を口頭指導。H23.12.15施設使用廃止届出。	埼玉県
5.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
8.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
7	5	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.35ng-TEQ/m ³ N)。	茨城県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.8	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
7.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	新潟県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.5ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
9	5	設置者	H23.8.18施設使用廃止届出。	鳥取県
6.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
6.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
72	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m ³ N)。	佐賀県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.93ng-TEQ/m ³ N)。	佐賀県
7.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.30ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.40ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
8.8	5	設置者	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.8ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
5.9	5	設置者	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
13	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
60	5	設置者	改善等を文書指導。H24.1.24施設使用廃止届出。	さいたま市
47	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.000012ng-TEQ/m ³ N)。	川崎市
8.7	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡市
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0069ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
6.2	5	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	広島市
7.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.021ng-TEQ/m ³ N)。	盛岡市
7.9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.78ng-TEQ/m ³ N)。	いわき市
8.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.024ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。H24.3.28施設使用廃止届出。	川越市
6.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.07ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎市
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。H24.2.10施設使用廃止届出。	岩手県
93	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
34	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.78ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
46	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
11	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.92ng-TEQ/m ³ N)。	福島県
13	10	設置者	改善等を文書指導。H24.3.15施設使用廃止届出。	栃木県
22	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県
18	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
19	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.2ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
11	10	行政	改善等を文書指導。H23.11.18施設使用廃止届出。	静岡県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
25	10	設置者	改善等を口頭指導。H23.10.21施設使用廃止届出。	山口県
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.1ng-TEQ/m ³ N)。	福岡県
49	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.15ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
13	10	行政	改善等を文書指導。H24.1.18施設使用廃止届出。	富山市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	和歌山市
33	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。	倉敷市
120	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m ³ N)。	下関市
23	10	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H24.5.1施設使用廃止届出。	大分市

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
17	10	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.24pg-TEQ/L)。	名古屋市

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係-全国)^{注)}

平成24年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		61	1
措置後の対応状況	基準達成	46	1
	対策実施中	5	0
	廃止	10	0
	休止	0	0

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成24年8月15日まで)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係-全国)

(平成24年4月1日～平成24年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	306	4
文書指導件数	49	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	0
その他	39	2

注) 表III-1 (大気基準適用施設) 及び表III-3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表Ⅵ－ 7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	3									
青森県	1									
岩手県										
宮城県	17				2					
秋田県										
山形県	1				1					
福島県										
茨城県	8									
栃木県	5				25					
群馬県	3									
埼玉県	18	2								
千葉県	46									
東京都	18	1								
神奈川県	2	4								
新潟県	3									
富山県	13									
石川県	6									
福井県										
山梨県	4	1			1					
長野県										
岐阜県	8					1				
静岡県	7			1		1				
愛知県	2	2								
三重県	3									
滋賀県	4				1					
京都府	3									
大阪府	1	1								
兵庫県	17									
奈良県	5									
和歌山県	1									
鳥取県	23									
島根県	5									
岡山県										
広島県	5									
山口県										
徳島県		17								
香川県										
愛媛県	5									
高知県										
福岡県	4	3		1						
佐賀県	11									
長崎県										
熊本県	2									
大分県		1			1					
宮崎県										
鹿児島県		1								
沖縄県	1									

注) 表Ⅲ－ 5 及び表Ⅲ－ 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市	2									
横浜市					1					
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市	4									
浜松市					1					
名古屋市										
京都市					1					
大阪市										1
堺市										
神戸市										
岡山市	4	4								
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市					1					
盛岡市										
秋田市										
郡山市	2									
いわき市	5									
宇都宮市										
前橋市	1									
高崎市										
川越市										
船橋市		3								
柏市	1									
横須賀市										
富山市	16					1				
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市	3									
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市	2					1				
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市										
倉敷市										
福山市		4								
下関市										
高松市										
松山市	1									
高知市	1	5								
久留米市	4									
長崎市					3					1
熊本市										
大分市					1					
宮崎市	4									
鹿児島市										
合 計	306	49	0	2	39	4	0	0	0	2

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

(平成24年4月1日～平成24年8月15日)

大気基準適用施設		平成24年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1) 注2)</small>		左記に計上した施設の平成24年8月15日ま での状況 <small>注3) 注4) 注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		4	0	0	4	0	0
製鋼用電気炉		11	4	1	10	0	4
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	2	0	0	0	2
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		69	27	10	58	9	19
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	79	33	15	62	1	34
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	123	46	29	105	7	28
	2 t/h未満 <small>注6)</small>	1,687	767	212	1,580	93	569
	小計	1,889	846	256	1,747	101	631
合計		1,973	879	267	1,819	110	656

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある施設及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成24年4月1日～平成24年8月15日）

水質基準対象施設	平成24年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況 ^{注5）注6）注7）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケラト ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1	1	0	0
カーボド法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	1	0	0	1	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カ ^{ロラクタム} の製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロカル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキシン ^{イソレット} の製造の用に供する ^{ニトロ化} 誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び ^灰 の貯留施設であって ^{汚水} または ^{廃液} を排出するもの	40	11	2	36	5	8
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2	0	0
下水道終末処理施設	6	3	2	6	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される ^水 の処理施設	2	0	0	2	0	0
合計	52	15	5	48	5	9

注1） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2） 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3） 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5） 「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間になされた報告。

注6） 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7） 「廃止等」とは、平成24年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した施設数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県								2				2
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1			1		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5			5		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市								1	1			
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1			1	1		1		1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1					1
福山市	2			2								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	4	0	0	4	0	0	11	4	1	10	0	4

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉				溶解炉							
	平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県			1					1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県			1				1		2			2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県								4				4
埼玉県							6	3		6		3
千葉県								2				2
東京都												
神奈川県												
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県												
福井県												
山梨県							1	2		1		2
長野県												
岐阜県							1	1		1	1	
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県							4	1		2	2	1
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府							4	1		5		
兵庫県	1					1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							1					1
佐賀県								3		3		
長崎県												
熊本県							6					6
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									3	1		2
浜松市												
名古屋市							1	1		1		1
京都市							2					2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市									3			3
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市									1	1		
合計	1	0	0	1	0	0	62	26	9	51	9	19

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県	1				1		1	4		1		4
埼玉県							6	3		6		3
千葉県								2				2
東京都												
神奈川県												
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県												
福井県												
山梨県	1				1		2	2	1	1	2	
長野県	1				1		1			1		
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県		1	1				4	2	3	2		1
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府	1				1		5	1		6		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							1					1
佐賀県								3	3			
長崎県												
熊本県							6				6	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市								3	1			2
浜松市												
名古屋市							1	1		1		1
京都市							2					2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3		3			
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市								3				3
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合 計	6	1	1	6	0	0	69	27	10	58	9	19

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1				1	4			3	1	
青森県	3			3			3			3		
岩手県							1			1		
宮城県	1	12		1		12	1	2	1	1		1
秋田県												
山形県							1	1		1		1
福島県							4			4		
茨城県	2			2			6			6		
栃木県	2			2			3	2		1	2	2
群馬県												
埼玉県	1	1		1		1	5	1		6		
千葉県	3			3			9	6	2	9		4
東京都	11			11			6			6		
神奈川県	7					7	4			4		
新潟県		1	1				2	2	2	2		
富山県								7	6			1
石川県												
福井県	1			1			2			2		
山梨県												
長野県							2			1	1	
岐阜県							2			2		
静岡県	1			1			6	4	2	6		2
愛知県	5	1		6			6			6		
三重県							4			4		
滋賀県												
京都府												
大阪府							5			4	1	
兵庫県	1	2	2	1				5	2			3
奈良県							2			2		
和歌山県												
鳥取県												
島根県							2			2		
岡山県							1			1		
広島県							3			3		
山口県	1			1			1			1		
徳島県		1			1		7	2	2	1	1	5
香川県							1			1		
愛媛県	1			1			1	3	1		1	2
高知県												
福岡県							5					5
佐賀県												
長崎県							5			5		
熊本県												
大分県		2		2			1	2	2	1		
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市	4					4	2			2		
さいたま市												
千葉市												
横浜市	5				5		2			2		
川崎市												
相模原市												
新潟市		2	2					3	3			
静岡市												
浜松市	2				2		5			5		
名古屋市	5				5							
京都市	6					6						
大阪市	1				1							
堺市	4				4							
神戸市	1					1						
岡山市							1					1
広島市							2			2		
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市		3	3									
盛岡市								1	1			
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1				1		1			1		
前橋市												
高崎市		3	3									
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市												
長野市												
岐阜市	1				1							
豊橋市												
岡崎市	3				3							
豊田市												
大津市								3	3			
高槻市	1				1							
東大阪市												
姫路市								1	1			
尼崎市	1				1			1	1			
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2					2	1					1
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
合計	79	33	15	62	1	34	123	46	29	105	7	28

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	26	3	2	21	6		15	3	1	16	1	
青森県	7	1	1	7			13	1		13		1
岩手県	4	1		4		1	10	2	1	10		1
宮城県	10	3	2	9		2	18	10	5	18		5
秋田県	10			10			3			3		
山形県	11			11			6	1	1	6		
福島県	12			9	3		9			9		
茨城県	13			12	1		89	22	6	89		16
栃木県	13	3		11	2	3	13	12	6	12	1	6
群馬県	11			11			6	1		5	1	1
埼玉県	17	8	3	16	1	5	13	5	2	13	2	1
千葉県	7	5	3	7		2	57	28	4	57		24
東京都	6	9	2	6		7	5	14	1	4	1	13
神奈川県	6			6			13	2		3	2	10
新潟県	9	3	3	9			11	4	1	12	1	1
富山県	3	2	2	1	1	1	3	10	8	3	2	
石川県	4	6	3	4		3	10	10	3	10	2	5
福井県	5			5			13			13		
山梨県		1	1				1			1		
長野県	17			14	3		12			10	2	
岐阜県	22	1	1	22			15	10	4	15	1	5
静岡県	20	4		17	3	4	22	6	1	22	2	3
愛知県	15	4	2	15		2	9	4		13		
三重県	10	1		9	1	1	20	12	1	20		11
滋賀県	9	4	4	8	1		10	5	3	11		1
京都府	4			3	1		4	3	3	4		
大阪府	20		1	18		1	5	1	1	4		1
兵庫県	16	6	5	16		1	24	19	8	24		11
奈良県	4			4			29	31	1	30	1	28
和歌山県	2			2			8	1	1	8		
鳥取県	6	4	4	5	1		9	7	8	8		
島根県	4	1	1	4			4	3		4		3
岡山県	13			12	1		9			9		
広島県	8	2		8		2	12	3		12		3
山口県	11			11			6			6		
徳島県	9	7	1	2		13	12	24	2	2	2	30
香川県	7	3	1	7	1	1	17	8	2	17	3	3
愛媛県	5			5			20	19	3	20		16
高知県	13	2		12	2	1	8	32	1	13	1	25
福岡県	5	20	6		2	17	6	41	3		1	43
佐賀県	11	10	6	11		4	8	7	2	8	1	4
長崎県	19			19			14			14		
熊本県	5	1		5		1	8	1		9		
大分県	3	1	1	3			4	3	2	4		1
宮崎県	1			1			1			1		
鹿児島県	8	6	3	11			14	2	1	15		
沖縄県	4	1		4		1	9	1	2	8		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市							1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市		1	1				1			1		
千葉市	4			4			4	6		4		6
横浜市							8			6	1	1
川崎市	2			1	1							
相模原市	1				1							
新潟市	4			3	1		7	3	3	7		
静岡市	1			1			1	2	1	1		1
浜松市	11			11			4	1		4		1
名古屋市		2				2	5	2		5	1	1
京都市	2					2	9	1	1			9
大阪市	4			4			1			1		
堺市	3			3			5	2		5		2
神戸市	1			1			6			3		3
岡山市	5	3	2		1	5		1	1			
広島市	8	3		11			2			2		
北九州市	3	1		4			1	3		4		
福岡市	1			1			1			1		
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	1	1	1	1			1	3	2	1	1	
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	3			3								
郡山市							1			1		
いわき市	2			1	1		1	1		2		
宇都宮市							2			2		
前橋市	2			2			7	2	2	7		
高崎市							2	1	1	2		
川越市												
船橋市							1	2		1		2
柏市		1	1					4				4
横須賀市												
富山市	1	1	1	1			3	4		5	1	1
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	3			3			1			1		
岐阜市	2			2			2			2		
豊橋市												
岡崎市	2			2			1			1		
豊田市												
大津市												
高槻市							1			1		
東大阪市												
姫路市		1	1				1	2	1	1		1
尼崎市		1	1				1			1		
西宮市												
奈良市	1			1			5	1		5		1
和歌山市	2			2			1			1		
倉敷市	2					2						
福山市	7			7			7	5		7		5
下関市	1	1		2			1			1		
高松市	2			2			1			1		
松山市	1			1			4			4		
高知市	1			1			5	3	1	5		2
久留米市		1				1		5			2	3
長崎市							1			1		
熊本市	1			1			2			2		
大分市	5			4	1		2	1	1	2		
宮崎市	1				1			3	2			1
鹿児島市	5	1	1	5				1	1			
合計	546	141	67	498	37	85	740	428	105	713	33	317

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	2	2	2			1			1		
青森県	4			4								
岩手県												
宮城県	3			3			1			1		
秋田県							1			1		
山形県	2			2				1	1			
福島県	4			4			3			3		
茨城県	9	2		9		2	2	1		2		1
栃木県	11	3	3	7	3	1	1					1
群馬県	9	1		9		1	2			1	1	
埼玉県	25	11		23	4	9	3	1		3		1
千葉県	12	3	1	12		2	2	2		2		2
東京都	11	22	1	11	1	20	1	8		1		8
神奈川県	3	4		2		5	2					2
新潟県	10	1	1	10			5	4	2	5		2
富山県	2	2	1	2		1						
石川県		3				3	1			1		
福井県	4	1	1	4			2			2		
山梨県		1	1									
長野県	2			2			1			1		
岐阜県	14	8	1	14		7	1			1		
静岡県	10	2		11		1	10	3		12		1
愛知県	2	1		3			2			2		
三重県	6	5	1	6		4	2	1		2		1
滋賀県	4	1	1	4			4			4		
京都府												
大阪府	2			2			1			1		
兵庫県	10	5	3	10		2	2	1	1	2		
奈良県	9	1	1	9			1			1		
和歌山県	6			6			2			2		
鳥取県	1	4	3		2			1				1
島根県	1		1				2	1		2		1
岡山県	3			3			1			1		
広島県	2			2			4			4		
山口県	8			8			6			6		
徳島県												
香川県	4			4			2			2		
愛媛県	4	12		4		12	3	1	1	3		
高知県	6	3		6	1	2		4				4
福岡県	3	27	1		2	27		11	1			10
佐賀県	2	1		2		1	1			1		
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	1			1			4			4		
大分県	3	1		3		1	1	1	1	1		
宮崎県												
鹿児島県		1		1								
沖縄県	3			3			4			4		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市							1			1		
千葉市	2	1		2		1	2			1	1	
横浜市	20			20			5			5		
川崎市							1				1	
相模原市												
新潟市	1	2	2		1		1			1		
静岡市	1	3		1	1	2	2			2		
浜松市	1			1								
名古屋市	1	2		1		2	1			1		
京都市	10					10	2					2
大阪市	1			1								
堺市	2			2			1			1		
神戸市	1					1	1			1		
岡山市	1					1						
広島市												
北九州市							2			2		
福岡市												
函館市												
旭川市							2			2		
青森市		2	2				3			3		
盛岡市		1	1				1	1		1		1
秋田市												
郡山市	1			1								
いわき市		1		1								
宇都宮市												
前橋市												
高崎市	3	1	1	3			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		2				2						
横須賀市												
富山市	3	1		3	1			1				1
金沢市	1			1								
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市	3			3								
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市	3			1	2		2			2		
和歌山市	2			2			4			4		
倉敷市	1					1	1					1
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市		1	1									
高知市		1				1						
久留米市		3				3						
長崎市	2			2								
熊本市	1				1		1			1		
大分市	1			1			1	3	1	1		2
宮崎市		1	1				1			1		
鹿児島市								1	1			
合計	283	151	31	258	19	126	118	47	9	111	4	41

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合計						
	小計													
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況					平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道	48	9	5	43	8	1	49	9	5	44	8	1		
青森県	30	2	1	30		1	30	2	1	30		1		
岩手県	15	3	1	15		2	15	3	1	15		2		
宮城県	34	27	8	33		20	34	29	8	33		22		
秋田県	14			14			14			14				
山形県	20	3	2	20		1	20	3	2	20		1		
福島県	32			29	3		35			31	4			
茨城県	121	25	6	120	1	19	123	25	6	122	1	19		
栃木県	43	20	9	33	9	12	47	20	9	37	9	12		
群馬県	28	2		26	2	2	29	6		27	2	6		
埼玉県	64	27	5	62	7	17	70	30	5	68	7	20		
千葉県	90	44	10	90		34	90	46	10	90		36		
東京都	40	53	4	39	2	48	40	53	4	39	2	48		
神奈川県	35	6		15	2	24	35	6		15	2	24		
新潟県	37	15	10	38	1	3	39	15	10	40	1	3		
富山県	8	21	17	6	3	3	10	21	17	8	3	3		
石川県	15	19	6	15	2	11	15	19	6	15	2	11		
福井県	27	1	1	27			27	1	1	27				
山梨県	1	2	2	1			3	4	3	2	2			
長野県	34			28	6		35			29	6			
岐阜県	54	19	6	54	1	12	55	20	7	55	1	12		
静岡県	69	19	3	69	5	11	78	19	3	78	5	11		
愛知県	39	10	2	45		2	46	11	2	53		2		
三重県	42	19	2	41	1	17	46	21	5	43	1	18		
滋賀県	27	10	8	27	1	1	28	10	8	28	1	1		
京都府	8	3	3	7	1		8	3	3	7	1			
大阪府	33	1	2	29	1	2	38	2	2	35	1	2		
兵庫県	53	38	21	53		17	54	38	21	54		17		
奈良県	45	32	2	46	1	28	45	32	2	46	1	28		
和歌山県	18	1	1	18			18	1	1	18				
鳥取県	16	16	15	13	3	1	16	16	15	13	3	1		
島根県	13	5	2	12		4	14	5	2	13		4		
岡山県	27			26	1		27			26	1			
広島県	29	5		29		5	30	5		30		5		
山口県	33			33			38			38				
徳島県	28	34	5	5	4	48	28	34	5	5	4	48		
香川県	31	11	3	31	4	4	31	11	3	31	4	4		
愛媛県	34	35	5	33	1	30	34	35	5	33	1	30		
高知県	27	41	1	31	4	32	27	41	1	31	4	32		
福岡県	19	99	11		5	102	20	101	11		5	105		
佐賀県	22	18	8	22	1	9	22	21	11	22	1	9		
長崎県	40			40			40			40				
熊本県	18	2		19		1	24	2		19	6	1		
大分県	12	10	6	14		2	12	10	6	14		2		
宮崎県	4			4			4			4				
鹿児島県	23	9	4	28			24	9	4	29				
沖縄県	20	2	2	19		1	20	2	2	19		1		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				小計		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	7			3		4	7			3		4
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2		
千葉市	12	7		11	1	7	13	7		12	1	7
横浜市	40			38	1	1	40			38	1	1
川崎市	3			1	2		3			1	2	
相模原市	1				1		1				1	
新潟市	13	10	10	11	2		13	10	10	11	2	
静岡市	5	5	1	5	1	3	5	8	2	5	1	5
浜松市	23	1		23		1	23	1		23		1
名古屋市	12	6		12	1	5	13	8	1	13	1	6
京都市	29	1	1			29	31	1	1			31
大阪市	7			7			7			7		
堺市	15	2		15		2	15	2		15		2
神戸市	10			5		5	10			5		5
岡山市	7	4	3		1	7	7	4	3		1	7
広島市	12	3		15			12	3		15		
北九州市	6	4		10			8	5		12		1
福岡市	2			2			2			2		
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2			2			2			2		
青森市	5	9	8	5	1		5	9	8	5	1	
盛岡市	3	3	2	3		1	3	3	2	3		1
秋田市	3			3			3			3		
郡山市	2			2			2			2		
いわき市	3	2		4	1		3	2		4	1	
宇都宮市	4			4			4			4		
前橋市	9	2	2	9			9	2	2	9		
高崎市	6	5	5	6			6	5	5	6		
川越市												
船橋市	1	3		1		3	1	3		1		3
柏市		7	1			6		7	1			6
横須賀市												
富山市	7	8	2	9	2	2	10	8	2	12	2	2
金沢市	5	1		5		1	5	1		5		1
長野市	4			4			4			4		
岐阜市	6			6			6			6		
豊橋市												
岡崎市	6			6			6			6		
豊田市							1			1		
大津市	3	3	3	3			3	3	3	3		
高槻市	2			2			2			2		
東大阪市												
姫路市	1	4	3	1		1	1	4	3	1		1
尼崎市	2	2	2	2			2	2	2	2		
西宮市												
奈良市	11	1		9	2	1	12	1		10	2	1
和歌山市	9			9			9			9		
倉敷市	7					7	8					8
福山市	16	5		16		5	18	5		18		5
下関市	2	1		3			5	1		6		
高松市	4			4			4			4		
松山市	7	1	1	7			7	1	1	7		
高知市	6	4	1	6		3	6	4	1	6		3
久留米市		9			2	7		12			2	10
長崎市	3			3			3			3		
熊本市	5			4	1		5			4	1	
大分市	9	4	2	8	1	2	9	4	2	8	1	2
宮崎市	2	7	6	1	1	1	2	7	6	1	1	1
鹿児島市	5	3	3	5			5	4	4	5		
合計	1889	846	256	1747	101	631	1973	879	267	1819	110	656

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	硫酸塩 ^{ナトリウム} (クラフト ^{ナトリウム})又は亜硫酸 ^{ナトリウム} (サルファイト ^{ナトリウム})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト ^{ナトリウム} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設					
	平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩 ^{ハ^ルフ} (ケラト ^{ハ^ルフ})又は亜硫酸 ^{ハ^ルフ} (サルファイト ^{ハ^ルフ})の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カーボ ^ト 法 ^{アセレン} の製造の用に供する ^{アセレン} 洗浄施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市		1	1									
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						700種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1	1									
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2			2								
茨城県	3			2	1							
栃木県	1			1								
群馬県	1				1		1			1		
埼玉県	2			2								
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県	2			1	1							
新潟県	4			4								
富山県												
石川県												
福井県	1			1								
山梨県												
長野県												
岐阜県	2			2								
静岡県	5	1		5		1						
愛知県	3			3								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	3			3								
兵庫県	1	1		1	1							
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	1			1								
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1				1							
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県		1				1						

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						700種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	2					2						
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1					1						
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市		1	1									
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市		4				4						
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市	1					1						
下関市												
高松市												
松山市												
高知市	2					2						
久留米市		2				2						
長崎市	1					1						
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	40	11	2	36	5	8	2	0	0	0	2	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県							1			1		
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県							1			1		
群馬県	1			1								
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県		1	1									
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	1			1								
兵庫県		1				1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b)

設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市	1			1								
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市		1	1									
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	6	3	2	6	0	1	2	0	0	2	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	合 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	1	1	2		
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	1			1		
山形県						
福島県	2			2		
茨城県	3			2	1	
栃木県	2			2		
群馬県	3			2	1	
埼玉県	2			2		
千葉県	1			1		
東京都	1			1		
神奈川県	2			1	1	
新潟県	4			4		
富山県						
石川県						
福井県	1			1		
山梨県						
長野県						
岐阜県	2	1	1	2		
静岡県	5	1		5		1
愛知県	3			3		
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府	4			4		
兵庫県	1	2		1	1	1
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1			1		
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県	1				1	
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県		1				1

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	合 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市		1	1			
静岡市	2			2		
浜松市	1			1		
名古屋市						
京都市						
大阪市	1			1		
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市	1			1		
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市		1	1			
盛岡市						
秋田市	1			1		
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市		4				4
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市	1			1		
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市		1	1			
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市	1			1		
下関市						
高松市						
松山市						
高知市	2			2		
久留米市		2				2
長崎市	1			1		
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	52	15	5	48	5	9

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。